

令和6年8月7日_北海道運輸局_道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン説明会_質疑

R6.8.14_掲載

| | 質問 | 回答 |
|---|--|---|
| 1 | <p>第二部 P6「通訳案内士等による観光ガイド事業との一体運送」につきまして、国・地方公共団体、日本観光振興協会、公的機関が認定・付与する資格を有する観光ガイドという部分で、それら機関が発行する認定書、認定証は必要でしょうか。その場合、どういう例が具体的にありますか。もしくは、認定書、認定証がなくても、自称認定所持者は認められますか。</p> | <p>許可又は登録を要さない運送である場合、道路運送法上の規制は無いため、特に制限はありません。ただし、旅客等から求められるケースもあるため、自身が公的機関の認定等を有していることについて、対外的に示せるようにしておいた方が良いかと思えます。</p> |
| 2 | <p>観光ガイド事業で、許可又は登録において「違法」行為は誰が取り締まるのでしょうか。法的罰則規定などはありますでしょうか。</p> | <p>道路運送法上の許可又は登録が必要な運送であるにもかかわらず、許可又は登録を受けていないのであれば、当該運送は「白タク」「白バス」に該当し、警察当局が対応することになります。</p> |
| 3 | <p>認定書、認定証の携行、携帯は必要ないでしょうか。</p> | <p>道路運送法及び本ガイドラインにより定めている規制はございません。</p> |
| 4 | <p>観光ツアーでガイドサービスの料金を頂くという形での有償表示は問題ないでしょうか</p> | <p>有償表示については、様々なケースが想定され、お答えが難しいところです。お問い合わせの背景等もあろうかと思えますので、個別にご相談いただくようお願いいたします。</p> |
| 5 | <p>ガイド料金に含まれない形で送迎は無料で青い池や有珠山に外国人観光客を送って、ホテルで別れる形は許可又は登録は不要ということでしょうか</p> | <p>ご質問の背景等にもよるため、一概には言えませんが、運送サービスに特定した財物の収受がない（無料）のであれば、道路運送法上の許可又は登録は不要です。</p> |
| 6 | <p>アクティビティ事業者がカヌーツアーのため、駅から湖に無償で送迎したが、雷雨によりツアーは中止となった場合、ガソリン代などの対価を求めるのはNGでしょうか</p> | <p>実費の範囲において対価を求めたとしても、道路運送法上の許可又は登録は不要です。ただし、天候等による急なツアー中止の場合に限り、ガソリン代等の実費を請求するのであれば、利用者に対して説明できるようにあらかじめ整理いただくようお願いいたします。</p> |
| 7 | <p>客の乗降ルールについては一般車に準じるのか？（千歳空港のタクシーレーンで待つことなどは可能か）</p> | <p>大変恐縮ですが、各施設管理者にご確認いただきますようお願いいたします。</p> |
| 8 | <p>宿泊客だけでは、最小催行人数を確保できなかった場合、宿泊施設最寄りの宿泊客とはならないお客様に対して、宿泊施設の提供するアクティビティの一環として、無料送迎サービスを提供することはできますでしょうか。</p> | <p>アクティビティの一環として提供される無料送迎サービスの背景にもよりますが、社会通念上妥当な送迎であることを前提として、道路運送法上の許可又は登録を受けずに無料送迎サービスを提供することは可能です。</p> |
| 9 | <p>①送迎の謝礼の考え方について：こちらから提示はできない、ということだと思うが、いくらなら妥当といえるのか、基準が曖昧で不明瞭。 ②通訳案内士本人ではなく、通訳案内士の家族が自家用車を運転し、通訳案内士とお客様が同乗してご案内することは可能か。 ③旅行会社が企画する体験プログラムに、社員が社用車で最寄り駅から現地まで送迎することは可能でOK？</p> | <p>①ガイドラインで定める『社会通念上常識的な範囲での謝礼』に該当することを前提にお答えします。道路運送法及び本ガイドラインにより定めている数値的な基準はございません。 ②ご質問の背景等にもよるため、一概には言えませんが、運送サービスに特定した財物の収受がなく（無料）、適切なガイドサービスを提供するのであれば、道路運送法上の許可又は登録は不要です。 ③旅行会社の社員が旅行会社の社用車で最寄りの駅（社会通念上常識的な範囲である場合）から体験プログラムを行う場所まで送迎する場合であることを前提にお答えします。 運送サービス自体が無料で提供されるのであれば、道路運送法上の許可又は登録は不要です。</p> |